

議員提出議案第1号

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月13日

福 浜 隆 宏
常 田 賢 二
松 田 正
山 口 雅 志
中 島 規 夫
藤 縄 喜 和
浜 崎 晋 一
浜 田 一 哉
内 田 隆 嗣
島 谷 龍 司

語 堂 正 範
川 部 洋
鹿 島 功
安 田 由 毅
福 田 俊 史
齐 木 正 一
西 川 憲 雄
広 谷 直 樹
野 坂 道 明

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で猛威を振るい、その感染拡大により、我々国民の日常生活や社会経済活動が一変するほどの大きな影響が生じるとともに、医療従事者や病床の不足による医療崩壊の危機に直面するなど、これまで想定されなかった事態を経験したところである。

また、東日本大震災においては、道路を塞ぐ震災がれきの撤去の遅れによる支援物資の輸送の停滞や、被災した地方自治体の行政機能の停止が問題となったことを教訓とし、今後高い確率で発生が懸念される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などへの対応の必要にも迫られるところである。

さらには、北朝鮮による弾道ミサイル発射や中国による度重なる領海・領空侵犯を含め、日本海や台湾周辺の海空域において近年とみに緊張感が高まる情勢に直面しており、我が国の平和と安全、主権、領土、国民の平穏な生活が脅かされている。

我が国においては、現行憲法において緊急事態に対応するための規定がなく、こうした多くの課題に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法や災害対策基本法、国民保護法などによって個別に対処してきたところである。しかしながら、本来、緊急時において国民の命と生活を守ることは国家の最も重要で全てに優先されるべき責務であり、感染症や自然災害などをはじめとする有事に強い社会の構築に向け、その根本規定たる憲法について、国会において建設的な議論に取り組まれるべきである。

よって、国におかれては、緊急事態における憲法のあり方について、国会において建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣様
厚生労働大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官